平成２９年（フ）第１３８６号
札幌市白石区栄通21丁目22番７－206号
債務者　篠原美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９６号
札幌市白石区本通３丁目南２番18―405号
債務者　奥村　美奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１２号
札幌市中央区南４条西21丁目１番12―106号
債務者　青木　慶恵
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２８号
札幌市清田区平岡４条３丁目６番35号　マンション高森201号
債務者　土屋紀世子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３９号
札幌市手稲区富丘１条４丁目12番１―301号
債務者　酒井　絵美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６０号
札幌市中央区旭ケ丘５丁目１番24号　ジュナハイツ103号
債務者　細谷　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８０号
札幌市東区北26条東18丁目４番６号　紫苑荘１階102号
債務者　鳴海　弘治
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２８号
札幌市北区新川西４条４丁目14番13号
債務者　竹橋　美保
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８号
釧路市新橋大通３丁目１番135号　ノースコート新橋Ⅱ　135
債務者　森田　隼年
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３０００号
大阪府守口市梶町３丁目７番７号
債務者　徳橋　章順
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９０号
大阪市港区池島３丁目５番２―2002号
債務者　松下　哲治
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８９号
大阪市平野区平野西５丁目９番７―602号
債務者　車谷　正文
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０３号
大阪府吹田市岸部中３丁目15番４号
債務者　時岡　真一（旧姓栄沢）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４２号
大阪市阿倍野区文の里４丁目２番２号
債務者　八木佐佳枝（旧姓西）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８７号
大阪府大東市野崎２丁目２番54号
債務者　畑　惠美子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４２号
大阪市生野区巽南５丁目４番15―1103号
債務者　リラクゼーションもりたかカイロプラクティックこと大原盛孝こと　金　　盛孝
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７０号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番16―202号
債務者　清家　君子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７号
盛岡市上田３丁目３番26号　エヌハイム１―103号、前住所盛岡市湯沢南１丁目17番12号、前々住所岩手県滝沢市穴口470番地５　サンヴィレッジ北陵Ａ棟202号
債務者　鈴木　国善
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部